

# 新しい体育への道 (第1報)

大学における新しい体育の方向

川和田 毅

## The Way of New Physical Education Part 1

The new course of a general physical education at the college

by Tsuyoshi KAWAWADA

Concerning the physical education in college in future, I propose the followings.

Each of us, physical education in college has to study that the body as it ought to be, and that the form as it should be. And we point out the part of the distortion of each person's body, its degree, its nature, its reasons and its occasion, and then we have to regulate his distortion.

These researches have to be put to use for the constitution of physical exercises, training, preparatory exercises, adjustment exercises and skills of all kinds of sports. This doesn't lose the worth of the health education for ever. I think that is what we greatly contribute to real physical education.

### 1 中央教育審議会答申の姿勢

中央教育審議会（以下、中教審と略す）は、昭和42年7月、文部大臣より「今後における学校教育の総合的拡充整備のための基本的施策」についての諮問を受けたため、第26特別委員会を設置して、この、今後における学校教育の改革に関する基本構想検討の審議を重ね、その後、「基本構想試案（S45.1.12）」の公表および公聴会開催、そして、中間答申の「基本構想（S45.5.28）」を経て、昭和46年6月11日、5年間におよぶ審議の最終結果を、坂田文部大臣（当時）に答申した。

この答申によると、大学の保健体育（いわゆる正課必修の一般体育）については、

第二「高等教育改善の基本構想」における、

2. 「教育課程の改善の方向」の中の、④の項で、

保健体育については、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底によってその充実をはかる

と述べ、そのことの説明として、

高等教育<sup>1)</sup>の段階でこれから力を入れる必要があるのは、課外の体育活動に対する指導の充実などにより、学園生活全体を通じ体育を重視し、全学生を対象とする保健管理を徹底する

そのためには、

指導体制の充実と施設の整備をはかるべきである

との見解を明らかにした。ところがその単位の取り扱いについては、次のように結んでいる。

卒業の要件として課すだけでは、あまりに画一的基準である

今後は、各機関がその教育方針に応じ必須の要件とするかどうか、弾力的に取り扱えるように改める

この答申の示後、文部省は、制度・内容・方法・行財政など、今後の学校教育の改革と拡充整備の推進に着手することとなったが、これからの大学における体育のあり方についての基準は、答申の、「全学生を対象とする」ことの意味が不鮮明のため、幅広い解釈が生じ、その具体化には、なお迂余曲折を要するものと思われる。しかし、中教審答申の意図するところが、体育の重要性を強調してはいるものの、実は、従来の正課体育を必修からはずし、これを選択制に置き換えようとする意向を明示したものと、私共は考えている。

大学における保健体育科目が、答申に表現された如く、各高等教育機関の弾力的取り扱いにゆだねられるとするならば、今日、多くの大学で眼前の学校財政を重視する経営主義の方針をとっている現状では、拘束性のない制度である以上、これを必須の要件からはずし、選択あるいは不採択とすることは、十分考えられるのである。

ところが、中教審の説く、課外の体育活動の充実だけでは、全学生の健康管理およびその維持増進には寄与できないことは、すでに、全国大学保健体育協議会や日本体育学会、その他諸機関の指摘する通りで、正課体育はむしろ、体育活動に消極的な学生こそ対象とする必要があるところに、教科としての存在が認められるわけで、今回の答申は、体育が学生の健康教育として、最も効果的かつ、必要欠くべからざるものであることを認識しないあらわれであるとともに、物理的条件の貧困など、その目的を十分に達し得ずに今日におよんでいる諸因を考慮せずに、一部を見て全体を忘れ、経過を無視して将来を忘れた批判であると考えている。

## 2 大学体育の反省

新制大学に併せ誕生した大学体育の進むべき方向の検討や、基準作成など、その充実への努力が未だ成果を発揮し得ぬこのような時に、今回の改革案が検討される機会を得たことは、将来の大学体育の発展にとって意義深いことで、急速に変化する社会の中にあって、大学教育もその変貌を余儀なくされている今、われわれ体育指導者は、ただ従来の正課体育の存続にのみ固執することなく、真に目的にそった正しい体育のあり方を、また、その果たす何ものにもかえ難い効果や役割を示し、一時の過誤によって将来に悔いを残すことのないよう、より良い改革に努力せねばならない。そのため、答申の指摘する現在の大学体育が、形式的で、単位のための教科であるということは論外としても、私共が考え実施してきたものに、身体教育（健康教育）の求めるねらいの把握が不十分であったこと、その実践に欠けていたあるいは忘れられていた何かがあったのではないか、ということへの一大警鐘として謙虚に受けとめ、体育本来のあるべき姿を探り出すための、手掛りとしたい。

大学における一般体育は、

- ① すべての学生の健康と体力の増進
- ② すべての学生の人間形成
- ③ すべての学生の生涯体育

この三点にその主たる目標を置いて現在に至り、先の、全国大学保健体育協議会の要望書にも見られるように、体育を受講する学生の90%は、体育実技（運動）をユニークなもの、価値あるものと意識している。

しかし、昭和47年度東京家政大学新入生のうち1,319名に対し、入学時（S47.4.15～21）に調査したところ、今まで経験してきた教科としての体育を、はっきり“きらいである”としたもの371名“運動することは好きだが教科となると、どちらともいえない”と答えたもの368名、調査の対象が女子であるという特殊事情を考慮しても、実に多くの学生が、体育への不満を抱いてきているのである（表1参照）。

その主なる理由は、

- 技術・技量主体の評価、採点への不満および劣等感
- 個人差を考えない一斉（強制）訓練
- 健康教育を口にしたがらの健康無視
- その他

など、雑多であるが、いずれにせよ、正課の体育授業は学生・生徒から、あまり好まれていないのが実情と見うけられ、それは、次の諸点に起因するものであると考えられる。

表 1

		教科としての体育		
		A	B	C
スポーツ・運動	A	342 (25.9)	368 (27.9)	138 (10.5)
	B	21 (1.5)	175 (13.3)	163 (12.4)
	C	7 (0.5)	35 (2.7)	70 (5.3)

- A……好き
- B……どちらともいえない
- C……嫌い
- \* 下段（ ）内数字は%

### (1) 目的（ねらい）の検討が不十分

戦後の新制大学制度発足と共に、初めてわが国の大学教育に、正課体育が導入される契機となったのは、昭和21年に来朝した、アメリカ教育使節団の報告書の勧告によるもので、大学人が自ら、その必要性により求めたというよりは、むしろ与えられたものという印象が強く、当時、設置された大学基準協会内の、保健体育研究基準委員会の審議の過程でも、卒業単位数120に、4単位を追加する形でその準備が進められたのである。

このため、発足当初に掲げられた大学体育の目標<sup>3)</sup>も、6・3・3制の各学校におけるその延長上にとらえられており、施設・用具の不足、体育専門教員不在等の事情も加わっての、制度に迫られた全く不備な状態でのスタートを余儀なくされ、大学教育としての、明確な理念をも持たぬまま、出発してしまったのである。

現在の体育の効果が、身体的、健康的な面での成果より、むしろ教育的価値にその多くが強調されるのも、過去（昭和36年）の大学制度への改善勧告<sup>4)</sup>などによる改革への機会も無為に過し、体育の位置づけの検討が足りず、曖昧としていることが、大きな原因と考えられる。

### (2) 方法・手段の目的化の傾向

身体活動（体育実技）に、各種運動あるいは、スポーツという手段を用いての身体教育（健康教育）が、手段として選ばれたスポーツそのものが目的となり、スポーツをすること＝体育であるとの傾向があらわれ、その指導力は強い者（選手）へ結集される反面、弱い者はかえりみられず、体育指導に求められた、正しい健康なからだを育てる努力が、忘れ去られているのである。

今日の、体育教科の評価が、スポーツや競技の技量と混同し、誤認されていること、そして、中教審の主張する、課外の体育活動（クラブ活動など）<sup>5)</sup>に対する指導によって、その充実をはかり、目標が達成されるという論拠は、この、手段の目的化という、誤った方向にあるのではないだろうか。

(3) 体育と医学の関連的研究の不足

医師による健康管理は、欠かすことのできない必須のもので、その役割はまことに大切ではあるが、昭和47年5月に実施した、本学学生の健康や疾病異常の調査結果（第二報 = 仮題 = 健康状況の調査からみた本学学生に対する体育指導目標の検討と方策の樹立について にて詳報予定）、および過去の多数の実例から、その恩恵を受ける者は極めて少なく、健康をおびやかす原因の大部分は、運動不足や日常生活の、特に学習・作業姿勢からおこる、からだのゆがみや、正しいからだのあり方についての無関心さに起因するものである。

現在のところ、医師による健康管理は、診察と治療（病苦の軽減、解除）にとどまり、一方、体育指導者側においても、体力の増強に専心するあまり、比較的健康に恵まれない弱者への配慮が個人差を忘れた一斉指導の中で、欠如しているのである。

表 2 体育と医学の分野

ねらい 方法		病者の軽減解除	疾病の予防	健康の保護	健康の増進	より強いからだ	ねらい 方法
医 学	薬	←---		←--- 心の修業とからだ ---→			
	外科手術	←---		←--- 保健衛生 ---→			
	整形	←---		←--- 栄 養 ---→			
	物療	←---					
	針・灸	←---					
							体 育
							姿勢
							体操療法
							スポーツ など
							トレーニング など

————— 現在の分野      ←-----→ 望まれる分野

加えて、体育指導者と医師による相関互助の研究は、全く立ち遅れており、体育における医学的見解が必要以上に過大視される反面、身体運動（体操）・トレーニングなどによる医療効果やその価値の認識がうすく、両者の共にめざす健康の保護増進には、大きく貢献し得なかったのである。

このような現状から、学生の健康管理の徹底と充実がはかれるものと期待され、その設立が各方面から提唱されている保健管理センターも、体育、医学両分野での相関互助の研究が、現在の如き低迷をいつまでも続けているならば、その機能は、何ら意味のないものと化すであろう。

(4) 理論と実践の遊離

保健体育は、人生を健康で過ごすことを、理論とその実際を通して理解する基礎教養である。そこは単なる体力増強のためのものでなければ、治療だけのものでもなく、健康の基礎的理解のための研究と実践の場である。体育理論（の講義）は、その理論的理解を導くもので、そのためにも、ただ、個別科学の知識の伝達に終始することは避けるべきで、ここではむしろ、何が問題であるか、なぜ問題になるかという、もののみ方、考え方を提示するものでなければならない。

しかるに、体育指導者の研究活動が、理論のための理論、研究のための研究に流れ、残念ながら「なぜ」、「どうして」の根本的問題の究明に欠けた、教育実践に結びつく有意義なものでなかった

ため、学生の将来にわたる健康に責任をもつことに併せ、人類の健康と繁栄に寄与する研究機関としての責務を全うしていないことを、深く反省しなければならない。

### 3 これからの大学体育のあり方

#### (1) 大学体育の目標

大学における保健体育は、健康（広義）の育成保護と増進をはかるとともに、将来へわたる健康への基礎的理解とその実践（身体運動）を身につけさせることにある。

ここでいう広義の健康とは、次の意味を含むものである。

- 1) 運動能力（バランス・敏捷性・筋力・持久力・柔軟性・パワーなど）。
- 2) 無病、無異常および疾病や異常に対する抵抗力・治癒力。
- 3) 動的能力に併せ静に対する体力。
- 4) 形態（長育・幅育）の発育、発達。
- 5) 健全生活への心の育成。
- 6) 人生を明かるく有意義に送り得るからだ。
- 7) 日常生活に不自由を感じない、いつまでも若く長寿なからだ。
- 8) 美しい＝正しいからだ。
- 9) その他

#### (2) 体育の目標の確立

##### ① 個性化の重要性

保健体育がその真価を発揮し、効果をより大きなものとして目標を確立するためには、その人のからだや心のあり方の個性を見極め、それぞれに応じて、常に個別的なものでなければならない。しかし、指導の個性化の必要性が提唱されて以来、先覚の努力により、その実現に一歩一歩近づいてはいるものの、いまだに不徹底のまま真の個性化に到達していないのが、体育指導の姿である。日常の健康指導はもとより、技術の指導、体操やトレーニングの構成においても、微妙にはたらく個性（個人）差を確かめず、胸の運動を例にとってみても、胸を後ろへ反ることのみ留意して、前屈の大切なことを忘れ、その胸反りにしても、人それぞれに違う、腹やみぞおちとの関連、頭頸や腰とのつながり、胸椎部に発生する異常、前屈度の不足からくる胸郭異常の有無など、個性に応じた配慮なしに、ただ力いっぱい元気よくすればそれでよしといった運動を強いるとしたら、その結果は、非常に恐るべきものになるのである。

体育の指導者にとって、その人が健康であれと願うものならば、まず、そのからだの異常やゆがみを指摘し、原因を探り、誘因をつきとめ、指導の個性化に徹することが、是非とも必要になってくるのである。

##### ② 指導の個性化と体育的診断の確立

指導の個性化の第一歩は、からだや心の個性（差）を識ることである。臨床医学に診断があり、処方があり治療があるように、体育にも、独自の診断法と処方、そして指導がなければならない。

- ・ 法定の健康診断、身体測定
- ・ 運動能力、体力測定
- ・ 健康（病）・運動（スポーツ）歴の調査

体育の診断法として、現在まで実施されてきた方法としては、上記のようなものがあげられるが、これら諸法だけでは、最も基本的な個性のみ方、からだのみ方において、なお満たされない不

十分なものを感じる。

この体育的診断法の研究は、体育の指導者を養成する体育大学や体育学部の学科目表に、解剖学や生理学はあっても、体育独自の診断法としての学科目は皆無に等しく、現代医学においても、この分野は全く放置されているといっても過言ではない。

個々の個性の判断がつかない限り、指導の個性化はあり得ないし、われわれが信ずる体育の効果も、その真価を発揮することは不可能である。

混迷を続ける体育を、体育本来の姿にかえす唯一の方法は、その人その人によって違う個性を細かに究明し、指導の個性化に徹する、そのための体育的診断法を確立することが急務である。

#### 4 むすび—大学の新しい体育の方向

大学での体育の指導に際しては、正しいからだのあり方、姿勢やフォームのあり方を根本的に研究し、個人に対し、ゆがみの個所、その性質、程度、原因および誘因などを指摘するとともに、体操療法等の工夫により、運動の構成はもちろん、トレーニングに、さらに各種スポーツの技術やフォームの向上に役立てることが、健康教育としての価値を永遠に失うことのない、体育の発展に大きく貢献する、新しい道であると確信する。

- 註1) 中教審は高等教育機関を6種に分類し、その第1～3種の一般教育改善の方向を示した。
- 2) 日本体力医学会・体育原理研究会などが、正課体育の必要性を建議・要望した。
- 3) 「大学における体育は学生の健康を保持増進し社会的道徳的精神を涵養し、以て学生々活を豊かならしめ、更に進んで社会生活を価値あらしめる基礎をつくる……」
- 4) 日本学術会議の大学制度の改善についての勧告、国立大学協会・中央審の大学教育の改善についての審議など。
- 5) クラブ活動の他に、校内対抗(運動会)・クラス対抗競技会、同好・愛好会組織、個人など任意のグループ活動の領域がある。

#### 参 考 文 献

寺島 士：健康指導と姿勢教育

全国大学保健体育協議会：第18～20回大学体育指導者研修会資料